

仕 様 書

1. 目的 南相馬市スポーツ施設（以下「施設」という。）のうち3施設に設置されている照明器具は、建設当時に設置されたものであり、設置から相当期間経過し、経年劣化による今後の維持管理が課題となっている。
また、この間、行政運営における環境負荷の低減の必要性や電気料金の値上げなどによる財政負担の増加などが課題となっていることから、公共施設等で広く導入されている、省エネルギー・長寿命のLED照明器具へ更新するもの。

2. 件名 南相馬市スポーツ施設照明設備賃貸借事業

3. 契約期間

(1) 導入工事期間：契約締結日から令和7年2月28日まで

(2) 賃貸借（リース）期間：令和7年3月1日から令和17年2月28日まで
債務負担行為設定済み（120ヶ月）

4. 履行場所

	対象施設	住所
1	南相馬市テニスコート	福島県南相馬市原町区高見町一丁目5
2	千倉体育館	福島県南相馬市鹿島区鹿島字北千倉20
3	千倉グラウンド	福島県南相馬市鹿島区鹿島字北千倉24-1

5. 賃貸借物件 LED照明設備一式

6. 設置場所 各施設の平面図による。

7. 設置期限 令和7年2月28日

8. LED照明設備仕様

(1) 照明器具及び光源（LED）は、未使用品であること。

(2) 光源（LED）寿命40,000時間以上の製品であること。

(3) 照明器具は、施設用照明器具又は公共施設用照明器具の製造、販売実績及び福島県内の地方自治体において同種の事業における導入実績がある国内メーカーの製品であること。

(4) 照明器具のメーカーは一般社団法人公共建築協会に登録されていること。

(5) 対象施設の照明は、昼白色系（色温度5,000K）を基本とする。

(6) 製品の製造業者は、ISO9001・ISO14001認証を取得していること。

(7) 製品に使用されているLEDチップは、製造業者を明確にできること。

- (8) 本事業は環境負荷低減を目的としており、設備更新にあたり省廃材によるCO2 排出量の削減も考慮し、対象施設内の既設照明器具の再利用が可能な場合には、再利用が可能な機器を選定すること。

9 . 工事仕様

- (1) 対象施設の既設照明器具の再利用が可能な場合には再利用ができるように既設照明器具の配線変更を行うこと。再利用が難しい場合には既設照明器具を取り外し、LED 照明器具を設置すること。LED 照明器具の施工に係る時間、利用者等の安全対策については当市の各施設担当者との協議により決定すること。
- (2) 設置工事にあたっての安全管理については、事業者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- (3) 取り外した照明器具並びに管球類は、事業者が責任をもって処理すること。ただし、再利用が可能なものは当市に引き渡すものとし、その条件等については、別途、当市と協議すること。
- (4) 契約締結後、作業手順書及び実施体制図(従事者、資格記載)を含む施工計画書を提示すること。
- (5) 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行ってから作業を行うこと。
- (6) 本仕様書に記載していない事項については、「公共 0 建築改修工事標準仕様書電気設備工事編令和 4 年版 / 国土交通省大臣官房官庁営繕部」により補完すること。
- (7) 提出書類
工事完了届
工事写真(作業状況が把握できるもの及び完成写真)
設置製品のカタログ、取扱説明書
撤去物品、施工時に発生した廃材等については、適法に処分したことが確認できる書類

10 . 維持管理

- (1) 市からの修繕依頼にもとづき、本設備の調査・修繕を行う。
- (2) 照明器具に関する市からの連絡に対して対象器具の特定が行えるよう、設置箇所及び設置した照明器具が分かる一覧資料等による管理体制を整備すること。
- (3) 市からの連絡受付体制を整備するものとし、市からの修繕依頼を受け付けること。なお、連絡を受けた時は3日以内(土日祝日及び休館日を除く)に状況を確認し、その結果修繕等が必要な場合は速やかに実施すること。
- (4) 費用負担について
事業者が費用負担する場合
・本設備の製品として不具合による故障
・本設備の取付け、施工不具合による故障
・火災、盗難、落雷、いたずらなど、動産総合保険の適用範囲の事象による損害

当市が費用負担する場合

- ・対象施設での清掃・設備保守等で市又は市の依頼による作業者の責による損害
- ・故意又は過失、暴動、地震、噴火、津波、原子力など、動産総合保険の適用範囲外による損害

上記 及び 以外に起因する損害については市と事業者の協議によりその費用負担を決定する。

(5) 本設備について、事業者の負担により動産総合保険に加入すること。

1 1 . 料金の請求及び支払い

賃貸借（リース）料の支払いは、賃貸借（リース）期間適用月（導入工事完了月の翌月）から開始し、毎月末締め120回払いとし、請求書受領後30日以内に支払うものとする。

1 2 . 所有権帰属

リース契約終了後、本設備の所有権は事業者から市に無償移転する。そのため、本入札の賃貸借（リース）料に固定資産税は含めなくてよいものとする。

1 3 . 保証期間

賃貸借（リース）契約開始日：令和7年3月1日から令和17年2月28日までとする。